

筑波大学附属小学校「学校いじめ防止基本方針」

筑波大学附属小学校長
平成26年4月1日作成
令和7年2月20日改訂
令和7年9月1日改訂

1 目 的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利や尊厳を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

児童の権利や尊厳を保持するため、いじめ防止等（「いじめ防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」）のための対策に関する基本理念、学校としての責務及びいじめ防止等のための対策の基本的な方針について明らかにするとともに、いじめ防止のための対策の基本となる事項を定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

この基本方針により、本校の全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進できるようにすることを目的とする。

2 いじめの定義

（いじめの定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）

（いじめの禁止）

児童は、いじめを行ってはならない。

（学校及び教職員の責務）

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

3 いじめ防止に向けての基本的な考え方

(1) 全教職員による継続的な観察・見守り

いじめは全ての児童に関係する問題であり、どの児童も被害者（対象児童）にも加害者（関係児童）にもなりうるという考えに立ち、本校児童の権利と尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全教職員が取り組む。

(2) 全教職員による継続的な情報・状況把握と組織的な対応や連携

限られた教職員だけがいじめ問題を抱え込み、個々の教職員の判断による場当たり的な対応にならないよう、組織として一貫性のある対応を迅速的に行う。

(3) 児童や保護者への周知・啓発

児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する理解や協力を得るため、保護者への啓発活動等を通して、いじめ防止基本方針や、いじめの発生時における学校の対応の具体的な内容等を児童や保護者にあらかじめ示し、いじめの防止につなげる。

4 いじめ防止対策の基本施策

いじめの防止・早期発見

より多くの目で、より多くの場所で児童をみる

組織的な対応・連携

全ての児童が安心して学校生活が送れるように教職員間で連携を図る

(1) いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、心身ともに安定した状態で授業や行事等に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりに努める。

①全教職員による継続的な観察・見守り

- ・担任授業、専科授業、保健室等や休み時間、縦割り清掃、保健室の運営、通学分団等における、全教職員による継続的な観察・見守りを行い、友人関係や教室での居場所（心の居場所も含む）を把握したり、いじめにつながるような「いやがらせ、いじわる」等がないかなどを確認したりする。

②道徳科や全校朝会（集会）等における児童への周知・指導

- ・児童に対して、いじめを行ってはならないことを周知するとともに、いじめを

防止するための行動を取ることの重要性を伝える。また、学級集団等の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるよう努める。

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・授業や体験活動等において、一人一人の多様な考えや表現などを尊重したり共有したりすることで、子ども一人一人のよさや可能性を認識できるように努める。
- ・全校朝会、学年集会等において、いじめ防止等に関わる内容を計画するとともに開催する。

(6月、9月、1月)

- ・スクールカウンセラー等による、「ストレスメカニズムとアンガーマネジメント」(社会情動スキルの獲得を促す心理教育)に関わる授業を実施する。

(第6学年)

③ 学校行事(入学式等)や保護者総会等における保護者への周知や啓発活動

- ・入学式(4月)や保護者総会(5月)等において、学校長やいじめ防止対策委員長から、「いじめ防止基本方針」やいじめ防止対策に係る取組について周知する。
- ・筑波大学や各種機関連携し、保護者を対象にした研修会を開催する。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。

(2) いじめ防止、早期発見のための措置

① 「いじめ防止対策委員会」の設置(組織的な対応・連携)

校内のいじめの状況やその対応を把握し、組織的な対応・継続的な対応を行うために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

< 構 成 員 >

校長、副校長、主幹教諭、いじめ防止対策主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター校内委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

< 活 動 >

- (ア) いじめの早期発見に関すること(教育相談等)
- (イ) いじめ防止に関すること
- (ウ) いじめ事案に対する対応に関すること
- (エ) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を

深めること

(オ)「学校生活アンケート」の作成、実施、結果共有、分析、改善など

＜開 催＞

「児童指導会議」「生活指導部会」等の組織と連動しながら、月１～２回を定例会として開催する。

委員会の内容は、職員会議等でその報告・共有を行う。

いじめ事案発生時は緊急的に開催する。

②いじめ調査等（定期的な相談、面談、調査、聴き取り）

いじめを早期に把握するために、在籍児童に対する定期的なアンケートや個人、保護者面談等を次のとおり実施する。

(ア) 学級担任による個人面談を通じた保護者からの聞き取り調査

・年２回（１０月・３月に行われる保護者面談）

(イ) 児童一人一人への「学校生活アンケート」（いじめの早期発見に関わる項目を含む）の実施

・年３回（５月・９月・２月）

(ウ) 学級担任による教育相談を通じた児童・保護者からの聞き取り調査

・年間を通して適宜実施

(エ) スクールカウンセラーによる教育相談を通じた児童・保護者からの聞き取り調査

・年間を通して適宜実施

・１０月の保護者面談後、４年生保護者全員と面談

・３月の保護者面談後、１年生の保護者全員と面談

③いじめ相談体制（誰にでも相談しやすい体制・環境づくり）

児童が安心できる学校生活を推進するために、また、児童及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう、いじめの相談等の窓口を設置し、その対応のための体制を整える。

(ア) いじめ相談窓口（保健室・校長室・副校長室・複数の相談室等）の設置

(イ) 「学校あんしん推進相談窓口」の設置

(ウ) 「筑波大学附属小学校いじめ防止対策図」「筑波大学附属小学校いじめ対応組織図」を基本としたいじめ防止対策といじめ対応（別紙参照）

(エ) スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの活用

(オ) 附属学校教育局の相談窓口「心理・発達教育相談室」や文京区の相談窓口の情報提供

④ その他必要な措置（教職員による継続的な情報・状況把握）

定期的なアンケートや調査だけでなく、日常的に行える措置として、次のような内容から児童が示す小さな変化や訴えなどを見逃さないようにするとともに、教職員が学年や教科、学校長、副校長、保護者等と情報交換、情報共有などを行い、いじめの早期発見を目指す。

- (ア) 担任や専科による朝の健康観察・健康状態の把握
- (イ) 担任による生活ノートや日記等における情報・状況把握
- (ウ) 専科による学習ノート等における情報・状況把握
- (エ) 学年職員（学年団）による情報・状況把握
- (オ) 休み時間や放課後等における教職員との会話等における情報・状況把握
- (カ) 給食時に「食欲がない」などの大きな変化がないかの観察・確認

(3) いじめに関する研修および対応措置

① いじめ防止対策に関わる研修（教職員の資質・能力の向上）

いじめの防止等の対策に関する資質の向上に必要な措置として、専門家やスクールカウンセラー等を講師に招いて研修会を計画的に実施する。

・年1～2回

② インターネットを通じて行われるいじめに対する措置

インターネットを通じて行われるいじめを防止、あるいは効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、児童や保護者、教職員を対象とした情報モラルに関する授業及び研修会等を行う。

③ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめに当たるか否かの判断の際には、いじめを訴えた児童に寄り添い、「いじめを受けた方にも責任がある」という考えはもたず、自尊感情を高めるように留意して対応する。
- (ウ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (エ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、附属学校教育局及び所轄警察署等と連携して対処する。

（４）重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、附属学校教育局に速やかに報告する。
- ②附属学校教育局と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

（５）学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価するとともに、改善に資する。

- ①いじめの早期発見に関する取組
- ②いじめの再発を防止するための取組